

継承

美馬市医師会会長 谷口 博美



「てあて」第9号の発刊に際し、まず、ご尽力いただきました皆様方に厚くお礼申し上げます。また、これまで編集の労をおとりいただきました、第1号から第4号までの編集長斎木喬先生、第5号から第8号までの編集長佐藤一樹先生、そして編集委員の平野直彦、吉野（旧姓石井）真理子、上田耕司、上田真理子、林秀樹、木下雅俊、永尾仁の各先生方、さぞかし大変であったこととお察し申し上げます。最近、本誌の発刊につきましては、継続か中止か、会員から様々なご意見が出始めています。大きな理由は原稿のお願いに御苦勞があり、そこまでして続ける意味があるのかどうか疑問があるようです。現在県内で、徳島県医師会報以外、会報を発刊している郡市医師会は美馬市と阿南市、吉野川市ですが、両市でもやはり御苦勞がお有りと聞いております。しかし、徳島市医師会のように、新規に発刊を検討しているところもあります。2004年4月に会長をお引き受けしました私は、明治18年から数えて23代目（戦後8代目）になるそうです。就任時の本誌第4号の巻頭言で、歴代会長が「会員間のコミュニケーションの充実と会員相互の理解と協調を図る」ことにご腐心されたことを紹介し、伝統を守りつつ、継承していきたいと申し上げました。諸般の事情で医師会主催の会員・職員の旅行やレクリエーションが中止になっている現在、本誌の意義は会員間の親睦・交流・意見交換を図ることにあると考えています。そこで、本年度の理事会にこの件をお諮りし、発刊継続の承認をいただきました。今後は理事会が原稿依頼を行い、編集長を引き続き佐藤一樹先生にお願いすることとなりました。今回もご無理をお願いして貴重な原稿をお寄せいただきましたが、その方のお考えとお人柄に少しでも触れることができたのではないかと思っています。お礼申し上げますとともに、今後も皆様方のより一層のご理解・ご協力をお願い致します。

さて、美馬市医師会にとりまして急務となりました問題がございますので、この機会を

頂き、述べさせていただきます。それは、前回の総会でも少しお話しましたが、公益法人改革への対応です。現在、自動的に特例民法法人に移行した当医師会ですが、平成25年11月30日までに、公益社団法人か一般社団法人かのいずれかを選択し、新法人法・認定法・整備法に則り定款を変更して、認可を受けなければなりません。これを怠りますと当医師会は解散となりますので、避けて通れない問題です。現在私が、徳島県医師会定款諸規定検討委員会の委員長を担当しております関係上、それぞれのメリット・デメリットについての考察と現時点での日本医師会の考え方や各都道府県の問題点などにつきまして、2009年徳島県医師会報5月号の巻頭言で述べさせていただきました。そして、5月28日に発表されました日本医師会定款等変更案の概要と徳島県医師会の対応につきましては、8月号(P30～P37)で、私見を交えて、今後の方針の詳細を述べさせていただきました。法人制度改革について、会員皆様方の理解にお役に立てば幸いです。但し、現在検討中の定款変更案は日本医師会や徳島県医師会のように代議員制を採用する大きな医師会のためであり、総会制を採用する美馬市医師会のような都市医師会のための定款変更案はまだ検討されていません。今のところ日本医師会ではその案を示す予定はないとのことですので、徳島県医師会定款諸規定検討委員会では、早急に検討し、お示ししたいと考えています。当医師会でも活発なご批判・ご意見をいただき、そして、当会の在り方の方向性を間違えないように努力したいと考えています。

